

本部町観光ガイドブック掲載事業者募集要項

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症収束後のV字回復を目的に、本町の魅力を観光客等に広くアピールできる観光ガイドブックをわかりやすく一冊にまとめ作成し、観光産業等の活性化を図る。

(実施方法)

第2条 第5条に基づく資料等で審査を行う。審査の結果採択を受けた事業者は、本町が委託したガイドブック制作業者と連絡・連携を図り取材を受けるものとする。

(申請資格)

第3条 申請しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 本部町内に営業所等の営業拠点を有すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止における適切な感染防止対策を講じること。
- (3) 営業時間を問わず、本部町とガイドブック制作業者と緊密な連絡調整が可能であること。
- (4) 掲載事業者の情報（店舗名・所在地・電話番号等）を町広報誌やホームページ等へ掲載することに同意すること。
- (5) 各種税金の滞納が無いこと。

(申請手続方法等)

第4条 掲載希望者は、本要領に基づき掲載申込書及び資料（営業許可書・写真・画像等）を提出しなければならない。なお、期限までに申込書等を提出しない者又は申請資格要件に該当しないと認められた者は、このガイドブックに掲載することができない。

- ア 本部町観光ガイドブック掲載事業者申請書（様式第1号）
- イ 事業者説明資料（パンフレットやHPのコピー、店舗の写真等）
- ウ 飲食店、宿泊業の場合、各法に基づく営業許可証の写し

(1) 参加申込書等の提出期限等

- ア 提出期限 令和2年10月30日（金）午後5時必着
- イ 提出方法 郵送又は持参すること。（電子メール、FAXは不可）
- ウ 提出先 本部町 企画商工観光課 商工観光振興班
〒905 - 0292 本部町字東5番地

TEL 0980-47-2700

担当者 田港・渡久地

(審査)

第5条 提出書類による書類審査を行い、各部門の得点の高い順に掲載対象とする。ただし、応募者が掲載予定数未満であったとしても、審査基準を満たしていない者は掲載できない。

(1) 審査基準

- ア 観光に特化しているものか
- イ 町産品を取り扱っているか
- ウ 本部町の魅力をアピールできているか
- エ 持続性はあるか
- オ 新型コロナウイルス感染症対策を行っているか

(2) 審査結果の通知

- ア 通知日 令和2年11月13日(金)
- イ 通知方法 郵送にて採択・不採択を通知

(3) 掲載予定事業者数は約60事業とする。

(無効又は失格)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて必要書類を提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(遵守事項)

第7条 申請事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取材に要する掲載品等の経費は、すべて事業者の負担すること。
- (2) 提出された申請書及び資料等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (3) 掲載された事業者の写真・画像等の著作権は、本部町に帰属すること。
- (4) 申請内容は、申請書の内容によるものとするが、本部町との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (5) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。
- (6) 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

(7) 掲載事業者の承認を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町に報告すること。